

為替予約規定（外貨定期預金用）

1.（予約取引の対象）

この規定にいう予約取引とは、銀行に預入れる外貨定期預金の元金の全部および満期払戻し時の元利金の全部に適用する外国為替相場を確定する取引をいいます。

2.（予約の申込）

外貨定期預金について為替予約を締結する場合は、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。本規定の予約取引は、預入日の預入相場（売予約）および満期日の払出相場（買予約）の双方またはいずれか一方です。

なお、払出相場（買予約）の予約申込時に、すでに外貨定期預金の証書を発行している場合は、予約の申し込みと同時に当該定期預金証書を提出してください。

予約の申し込みに際しては、外貨預金に届出の印章または署名により予約取引確認書（お客様→銀行）に記名押印または自署をしてください。

予約締結後、当行の署名のある予約取引確認書（お客様控）を発行いたします。

3.（予約の実行）

この予約は受渡期日に実行してください。

4.（予約の取消・変更）

この予約の取消・変更はできません。

万一、当行がやむを得ないものと認めて予約の取消・変更がおこなわれる場合には、予約取引確認書（お客様控え）を銀行に提出していただき、当行所定の手数料その他当行に生じたすべての費用をいただきます。

また対象外貨預金について、当行がやむを得ないものと認めて満期日前（予約受渡期日前）に解約がおこなわれる場合はこの予約も取消してください。この場合にも上記の手数料、費用をいただきます。

5.（予約の解除）

予約の対象となった外貨預金について、差引計算がおこなわれる場合および仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたときは、当行から通知・催告がなくてもこの予約の全部が当然解除されたものとし、当行はこの解除により生じた手数料、費用、損害についての債権を取得し、この債権と対象外貨預金とを相殺することができます。また当行の都合により、この予約の解除の時期を変更できるものとします。

以上の場合に適用する為替相場は、計算実行時の当行所定の相場とします。

6.（満期日における取扱い）

外貨定期預金の満期日には、銀行所定の払戻請求書に届出の記名押印または署名のうえ、当該定期預金証書と共に銀行に提出し、払戻し手続きをおこなってください。

万一、満期日に払戻し手続きがおこなわれない場合には、予約の対象となった外貨定期預金を満期日に払戻し、予約為替相場により換算した円貨額をお客様所定の預金口座に入金させていただきます。なお、この場合、払戻請求書、当該定期預金証書は遅延なく銀行に提出してください。

7. (譲渡・流用の禁止)

この予約は、他に譲渡したり、対象外貨定期預金以外の取引には使用できません。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2021年7月 制定)